

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

〔用語の定義〕

この計画における用語は次のとおりとする。

- 1 防災関係法令・・・次の法律及びこれに基づく政令、省令並びに命令等をいう。
 - (1) 石油コンビナート等災害防止法
(昭和50年法律第84号)
 - (2) 災害対策基本法
(昭和36年法律第223号)
 - (3) 消防法
(昭和23年法律第186号)
 - (4) 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第204号)
 - (5) 毒物及び劇物取締法
(昭和25年法律第303号)
 - (6) 石油パイプライン事業法
(昭和47年法律第105号)
 - (7) ガス事業法
(昭和29年法律第51号)
 - (8) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(昭和45年法律第136号)
 - (9) 電気事業法
(昭和39年法律第170号)
 - (10) 港湾法
(昭和25年法律第218号)
 - (11) 労働安全衛生法
(昭和47年法律第57号)
 - (12) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
(昭和32年法律第167号)
 - (13) 大規模地震対策特別措置法
(昭和53年法律第73号)
 - (14) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(平成14年法律第92号)
 - (15) その他防災に関する法令
- 2 県条例・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年三重県条例51号）、三重県地震灾害警戒本部条例（平成14年三重県条例46号）をいう。
- 3 防災計画・・・・・・三重県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 4 防災本部・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 5 現地本部・・・・・・三重県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 6 市等・・・・・・四日市市、尾鷲市及び三重紀北消防組合をいう。
- 7 特定事業者（所）・・・石油コンビナート等災害防止法第2条に定める第一種事業者（所）及び第二種事業者（所）をいう。
- 8 防災関係機関・・・・石油コンビナート等災害防止法第27条第3項第4号に規定する県、関係特定地方行政機関、関係市・一部事務組合、関係公共機関、公共的団体及び陸上自衛隊並びに県警察をいう。
- 9 防災関係機関等・・・防災関係機関および特定事業者をいう。

その他の用語は、石油コンビナート等災害防止法第2条に定めるもののほか防災関係法令による。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

〔用語の定義〕

この計画における用語は次のとおりとする。

- 1 防災関係法令・・・次の法律及びこれに基づく政令、省令並びに命令等をいう。
 - (1) 石油コンビナート等災害防止法
(昭和50年法律第84号)
 - (2) 災害対策基本法
(昭和36年法律第223号)
 - (3) 消防法
(昭和23年法律第186号)
 - (4) 高圧ガス保安法
(昭和26年法律第204号)
 - (5) 毒物及び劇物取締法
(昭和25年法律第303号)
 - (6) 石油パイプライン事業法
(昭和47年法律第105号)
 - (7) ガス事業法
(昭和29年法律第51号)
 - (8) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(昭和45年法律第136号)
 - (9) 電気事業法
(昭和39年法律第170号)
 - (10) 港湾法
(昭和25年法律第218号)
 - (11) 労働安全衛生法
(昭和47年法律第57号)
 - (12) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
(昭和32年法律第167号)
 - (13) 大規模地震対策特別措置法
(昭和53年法律第73号)
 - (14) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(平成14年法律第92号)
 - (15) その他防災に関する法令
- 2 県条例・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年三重県条例51号）、三重県地震灾害警戒本部条例（平成14年三重県条例46号）をいう。
- 3 防災計画・・・・・・三重県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 4 防災本部・・・・・・三重県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 5 現地本部・・・・・・三重県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 6 市・・・・・・四日市市をいう。
- 7 特定事業者（所）・・・石油コンビナート等災害防止法第2条に定める第一種事業者（所）及び第二種事業者（所）をいう。
- 8 防災関係機関・・・・石油コンビナート等災害防止法第27条第3項第4号に規定する県、関係特定地方行政機関、関係市、関係公共機関、公共的団体及び陸上自衛隊並びに県警察をいう。
- 9 防災関係機関等・・・防災関係機関および特定事業者をいう。

その他の用語は、石油コンビナート等災害防止法第2条に定めるもののほか防災関係法令による。

第2節 計画の性質

- 1 この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域内に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、関係市及びその他の防災関係機関が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。
- 2 特別防災区域の特殊性を考慮し、特別防災区域内の災害が区域外に及び、又は及ぶおそれのある場合、あるいは、特別防災区域外の災害にあっても区域内に著しい影響をおよぼすおそれのある場合について、この計画を適用する。
- 3 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。
- 4 この計画に定めのない事項については、災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ三重県地域防災計画（風水害等対策編）及び三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（以下「県地域防災計画」という。）及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第2節 計画の性質

- 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、特別防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業者、国、県、関係市及び他の防災関係機関が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画である。
- 2 特別防災区域の特殊性を考慮し、特別防災区域内の災害が区域外に及び、又は及ぶおそれのある場合、あるいは、特別防災区域外の災害にあっても区域内に著しい影響をおよぼすおそれのある場合について、この計画を適用する。
- 3 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。
- 4 この計画に定めのない事項については、災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ三重県地域防災計画（風水害等対策編）及び三重県地域防災計画（地震・津波対策編）（以下「県地域防災計画」という。）及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第4節 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された県内の特別防災区域は、次のとおりである。

1 四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

- (1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町並びに川尻町字極楽寺、字小島繩、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 同市午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新聞及び字葭原、大字六呂見字宮北、字沖殿、字大島、字小浦、字東浦、字大工繩、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域
- (2) 楠町小倉字松山、字砂間及び字洲之上の区域 同市楠町小倉字畑割、字東浜田、字荒川原、字孤塚、字永田、字釜越及び字西浜田並びに楠町北五味塚字塩役の区域のうち主務大臣の定める区域

2 尾鷲地区

三重県尾鷲市国市松泉町の区域 同市矢浜三丁目、矢浜大道及び大字向井字河原の区域のうち主務大臣の定める区域

第4節 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された県内の特別防災区域は、次のとおりである。

四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

- (1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町並びに川尻町字極楽寺、字小島繩、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新聞及び字葭原、大字六呂見字宮北、字沖殿、字大島、字小浦、字東浦、字大工繩、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域
- (2) 楠町小倉字松山、字砂間及び字洲之上の区域 楠町小倉字畑割、字東浜田、字荒川原、字孤塚、字永田、字釜越及び字西浜田並びに楠町北五味塚字塩役の区域のうち主務大臣の定める区域

第5節 特別防災区域の概況

1 四日市臨海地区

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所16、第二種事業所18）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

2 尾鷲地区

尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.56km²である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和2年1月1日現在）

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,937	5,879	34	16(11)	18
尾鷲地区	0.56	-	-	-	-	-
合 計	11.57	6,937	5,879	34	16(11)	18

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所16、第二種事業所18）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和3年1月1日現在）

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	6,933	5,918	34	16(11)	18

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
2	"	J S R ㈱四日市工場
3	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
8	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
10	"	四日市合成㈱四日市工場
11	"	四日市合成㈱六呂見工場
12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
13	"	味の素㈱東海事業所
14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	"	日本トランシスティ㈱東邦町タンクヤード
16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	"	石原産業㈱四日市工場
18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第1コンビナート	19	第一種 コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※) コスモ石油㈱第1陸上山荷場
	21	" K H ネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種 ㈱J E R A四日市火力発電所
	23	第一工業製薬㈱四日市事業所 千歳工場
第3コンビナート	24	第一種 K H ネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	" 東ソー㈱四日市事業所
	26	" 丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※) 四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	" 四日市エルピージー基地㈱霞事業所
	29	" 日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※) D I C ㈱四日市工場
	31	第二種 ㈱J E R A四日市LNGセンター
	32	" 東邦ガス㈱四日市工場
	33	" コスモ石油㈱四日市霞発電所
	34	第一工業製薬㈱四日市事業所 霞工場

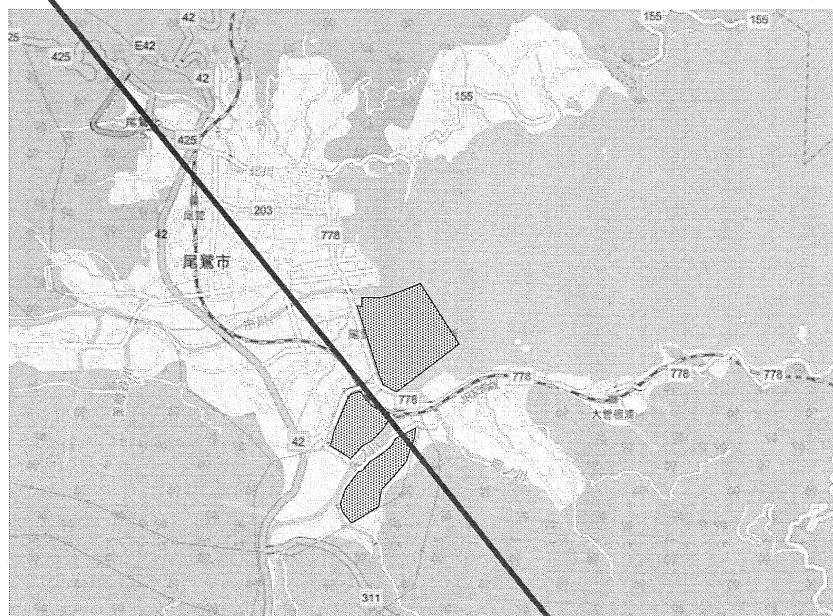
注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
2	"	J S R ㈱四日市工場
3	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
8	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
10	"	四日市合成㈱四日市工場
11	"	四日市合成㈱六呂見工場
12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
13	"	味の素㈱東海事業所
14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	"	日本トランシスティ㈱東邦町タンクヤード
16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	"	石原産業㈱四日市工場
18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第2コンビナート	19	第一種 コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※) コスモ石油㈱第1陸上山荷場
	21	" K H ネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種 ㈱J E R A四日市火力発電所
	23	第一工業製薬㈱四日市工場 千歳地区
第3コンビナート	24	第一種 K H ネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	" 東ソー㈱四日市事業所
	26	" 丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※) 四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	" 四日市エルピージー基地㈱霞事業所
	29	" 日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※) D I C ㈱四日市工場
	31	第二種 ㈱J E R A四日市LNGセンター
	32	" 東邦ガス㈱四日市工場
	33	" コスモ石油㈱四日市霞発電所
	34	第一工業製薬㈱四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

尾鷲地区特定事業所位置図



※対応するページなし

尾鷲地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
-	-	-

第6節 防災計画等の修正

1 防災計画の修正

防災計画は、石災法第31条の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

修正は原則として次により行う。

- (1) 防災関係機関等は、毎年防災本部が指定する期日（緊急を要する場合はその都度）までに修正すべき内容及び資料等を防災本部に提出する。
- (2) 特定事業者は、防災関係機関からこの計画に必要な資料等の提出を求められたときは、指定された期日までに当該防災関係機関に提出する。
- (3) 防災本部は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (4) 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災本部員会議に提出する防災計画修正案を作成する。なお、軽易な事項の修正については、防災本部幹事会でこれを行う。
- (5) また、作成にあたっては、必要に応じ、部外の専門家等の参加した委員会を設置する。防災本部は、防災本部員会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 防災本部は、石災法第31条第4項の規定に基づき、修正した防災計画を主務大臣に提出する。

2 防災活動要領等の修正

防災関係機関等は、防災組織及び防災活動要領等についても、毎年検討を加え必要が生じたときはこれを修正する。

第6節 防災計画等の修正

1 防災計画の修正

防災計画は、石災法第31条の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

修正は原則として次により行う。

- (1) 防災関係機関等は、毎年防災本部が指定する期日（緊急を要する場合はその都度）までに修正すべき内容及び資料等を防災本部に提出する。
- (2) 特定事業者は、防災関係機関からこの計画に必要な資料等の提出を求められたときは、指定された期日までに当該防災関係機関に提出する。
- (3) 防災本部は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (4) 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災本部員会議に提出する防災計画修正案を作成する。なお、軽易な事項の修正については、防災本部幹事会でこれを行う。
- (5) また、作成にあたっては、必要に応じ、部外の専門家等の参加した委員会を設置する。防災本部は、防災本部員会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 防災本部は、石災法第31条第5項の規定に基づき、修正した防災計画を主務大臣に提出する。

2 防災活動要領等の修正

防災関係機関等は、防災組織及び防災活動要領等についても、毎年検討を加え必要が生じたときはこれを修正する。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は、関係市を包括する広域的地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者等の行うべき災害予防対策について必要な助言、指導を行うとともに、石炭法その他災害の防止に関する所管法令に基づく諸対策を実施するほか、この計画等に基づいて関係市及びその他の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施に係る総合的な調整を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 防災本部の運営
- (2) 県庁内防災組織の整備
- (3) 関係市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整
- (4) 総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導
- (5) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (6) 災害広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達
- (9) 市等の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示、調整
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導
- (11) 防災活動に必要な資機材の備蓄、管理、調達、あつせん
- (12) 特定事業所の防災に関する指導
- (13) 高圧ガス施設並びに毒物及び劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (14) 工業用水道施設の管理
- (15) 県内消防吏員、消防団員及び自衛消防隊員の教育訓練
- (16) 防災に関する調査研究
- (17) 災害復旧対策
- (18) その他必要な応急対策

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は、関係市を包括する広域的地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者等の行うべき災害予防対策について必要な助言、指導を行うとともに、石炭法その他災害の防止に関する所管法令に基づく諸対策を実施するほか、この計画等に基づいて関係市及びその他の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施に係る総合的な調整を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 防災本部の運営
- (2) 県庁内防災組織の整備
- (3) 関係市及びその他防災関係機関の防災事務又は業務に係る総合調整
- (4) 総合防災訓練の実施に係る企画・調整、支援及び事業所防災訓練に係る指導
- (5) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (6) 災害広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 被災者の援助及び救援物資の備蓄、調達
- (9) 市の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示、調整
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導
- (11) 防災活動に必要な資機材の備蓄、管理、調達、あつせん
- (12) 特定事業所の防災に関する指導
- (13) 高圧ガス施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (14) 工業用水道施設の管理
- (15) 県内消防吏員、消防団員及び自衛消防隊員の教育訓練
- (16) 防災に関する調査研究
- (17) 災害復旧対策
- (18) その他必要な応急対策

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

2 県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害原因の調査研究
- (3) 現場広報活動
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 被災者の救助
- (6) 交通規制及び災害現場の警備
- (7) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付
- (8) 犯罪の予防及び危険物等の取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (10) 県及び市等の行う災害救助活動に対する協力
- (11) その他被災地における社会秩序の維持

3 市等

市等は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指揮を行うとともに、消防その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 現地本部の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消防その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督
- (7) 災害広報
- (8) 避難の勧告、指示及び誘導
- (9) 被災者の救助及び救護並びに救援物資の供給及び調達
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

2 県警察

県警察は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害に係る被害の発生及び拡大の防止並びに防災活動の円滑な実行を支援するため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 災害原因の調査研究
- (3) 現場広報活動
- (4) 危険区域内住民の避難誘導
- (5) 被災者の救助
- (6) 交通規制及び災害現場の警備
- (7) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付
- (8) 犯罪の予防及び危険物等の取締り
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (10) 県及び市等の行う災害救助活動に対する協力
- (11) その他被災地における社会秩序の維持

3 市

市は、住民に対しての防災上の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、特定事業者の行うべき災害予防対策及び災害時における防災活動について必要な指導、指揮を行うとともに、消防その他防災活動を行うため、次の事項について必要な施策を講じる。

- (1) 現地本部の運営
- (2) 市庁内防災組織の整備
- (3) 総合防災訓練の実施、運営及び事業所防災訓練に係る指導・支援
- (4) 災害情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (5) 消防その他防災活動の実施
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織の育成指導並びに災害時における指揮、指導、監督
- (7) 災害広報
- (8) 避難の勧告、指示及び誘導
- (9) 被災者の救助及び救護並びに救援物資の供給及び調達
- (10) 災害に伴う環境汚染及び公害防止対策に関する監視・指導

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

- (1 1) 化学消火剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達
- (1 2) 特定事業所の防災に関する指導
- (1 3) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (1 4) 毒物及び劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査 (四日市市)
- (1 5) 防災施設の整備
- (1 6) 防災に関する調査研究
- (1 7) その他必要な応急対策

4 四日市港管理組合

四日市港管理組合は、四日市臨海地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の拡大を防止するため、次の事項について必要な措置を講じる。

- (1) 防潮堤、防潮水門及び扉の開閉等の管理
- (2) 港湾施設の灾害応急措置
- (3) 港湾機能の確保
- (4) 港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づき海上保安庁が行う予防措置に対する協力

5 国の防災関係機関

国の防災関係機関は、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、所管法令に基づき災害防止に係る諸対策を実施するほか、災害時においては他の防災関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県、関係市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 第1種事業所等に係る現地調査及び工事完了後の確認
- イ 特定事業所に対する立入検査
- ウ 高圧ガス施設の保安管理の助言及び指導又は立入検査
- エ 電気及びガス施設等の保安に関する指導及び立入検査
- オ 災害原因の調査

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

- (1 1) 化学消火剤、油処理剤等必要な資機材の備蓄、調達
- (1 2) 特定事業所の防災に関する指導
- (1 3) 危険物施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (1 4) 毒物及び劇物関係施設の保安管理に係る助言及び指導又は立入検査
- (1 5) 防災施設の整備
- (1 6) 防災に関する調査研究
- (1 7) その他必要な応急対策

4 四日市港管理組合

四日市港管理組合は、四日市臨海地区特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の拡大を防止するため、次の事項について必要な措置を講じる。

- (1) 防潮堤、防潮水門及び扉の開閉等の管理
- (2) 港湾施設の灾害応急措置
- (3) 港湾機能の確保
- (4) 港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づき海上保安庁が行う予防措置に対する協力

5 国の防災関係機関

国の防災関係機関は、特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、所管法令に基づき災害防止に係る諸対策を実施するほか、災害時においては他の防災関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県、関係市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 第1種事業所等に係る現地調査及び工事完了後の確認
- イ 特定事業所に対する立入検査
- ウ 高圧ガス施設の保安管理の助言及び指導又は立入検査
- エ 電気及びガス施設等の保安に関する指導及び立入検査
- オ 災害原因の調査

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

（6）津地方気象台

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく予報及び警報等の発表

（7）中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

6 自衛隊

（1）要請に基づく災害派遣

（2）関係機関が行う防災訓練への協力参加

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（1）指定公共機関

- ・西日本電信電話株式会社三重支店
- ・株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店
- ・K D D I 株式会社中部総支社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・日本銀行名古屋支店
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・日本放送協会津放送局
- ・中日本高速道路株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社J E R A西日本支社
- ・関西電力送配電株式会社和歌山支社
- ・東邦ガス株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構

（2）指定地方公共機関

- ・公益社団法人三重県医師会
- ・三重テレビ放送株式会社

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

（6）津地方気象台

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく予報及び警報等の発表

（7）中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

6 自衛隊

（1）要請に基づく災害派遣

（2）関係機関が行う防災訓練への協力参加

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（1）指定公共機関

- ・西日本電信電話株式会社三重支店
- ・株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店
- ・K D D I 株式会社中部総支社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・日本銀行名古屋支店
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・日本放送協会津放送局
- ・中日本高速道路株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社J E R A西日本支社
- ・関西電力送配電株式会社和歌山支社
- ・東邦ガス株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構

（2）指定地方公共機関

- ・公益社団法人三重県医師会
- ・三重テレビ放送株式会社

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

- ・三重エフエム放送株式会社
- ・三重交通株式会社
- ・一般社団法人三重県トラック協会
- ・近畿日本鉄道株式会社
- ・一般社団法人三重県L Pガス協会
- ・公益社団法人三重県歯科医師会
- ・株式会社ケーブルコモンネット三重

8 公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市等その他防災関係機関の防災活動に協力する。

- ・産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
- ・文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
- ・危険物施設等の管理者
- ・各港湾施設の管理機関
- ・土地改良区
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
- ・鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
- ・ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県L Pガス協会を除く）

9 特定事業者

特定事業者は、当該事業所における防災対策に関し一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づく規程及び自主保安管理基準の整備はもとより、自衛防災組織の充実、保安管理体制の強化に努めるなど、災害の発生及び拡大防止に万全の措置を講じるとともに、他の事業者及び他地区の事業者と相互に連帯共同して特別防災区域の一体的防災体制の確立に努める。

- (1) 特定防災施設等及び防災組織の整備強化
- (2) 防災資機材の整備、備蓄及び点検の励行
- (3) 製造施設、貯蔵施設、用役施設等の維持管理の徹底
- (4) 教育訓練及び防災訓練の実施及び徹底
- (5) 防災施設及び防災対策の整備強化

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

- ・三重エフエム放送株式会社
- ・三重交通株式会社
- ・一般社団法人三重県トラック協会
- ・近畿日本鉄道株式会社
- ・一般社団法人三重県L Pガス協会
- ・公益社団法人三重県歯科医師会
- ・株式会社ケーブルコモンネット三重
- ・一般社団法人三重県建設業協会

8 公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市等その他防災関係機関の防災活動に協力する。

- ・産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
- ・文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
- ・危険物施設等の管理者
- ・各港湾施設の管理機関
- ・土地改良区
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
- ・鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
- ・ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県L Pガス協会を除く）

9 特定事業者

特定事業者は、当該事業所における防災対策に関し一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づく規程及び自主保安管理基準の整備はもとより、自衛防災組織の充実、保安管理体制の強化に努めるなど、災害の発生及び拡大防止に万全の措置を講じるとともに、他の事業者及び他地区の事業者と相互に連帯共同して特別防災区域の一体的防災体制の確立に努める。

- (1) 特定防災施設等及び防災組織の整備強化
- (2) 防災資機材の整備、備蓄及び点検の励行
- (3) 製造施設、貯蔵施設、用役施設等の維持管理の徹底
- (4) 教育訓練及び防災訓練の実施及び徹底

第2章 防災組織

第1節 防災本部

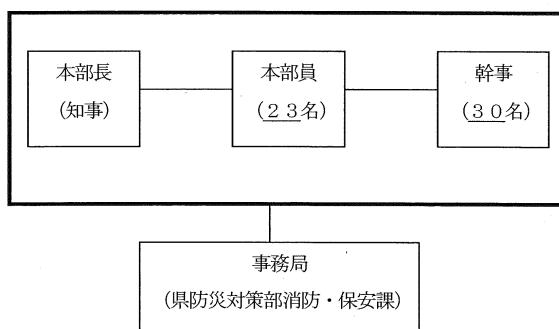
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織

第2章 防災組織

第1節 防災本部

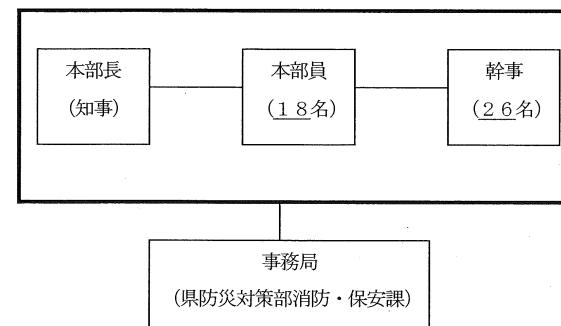
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

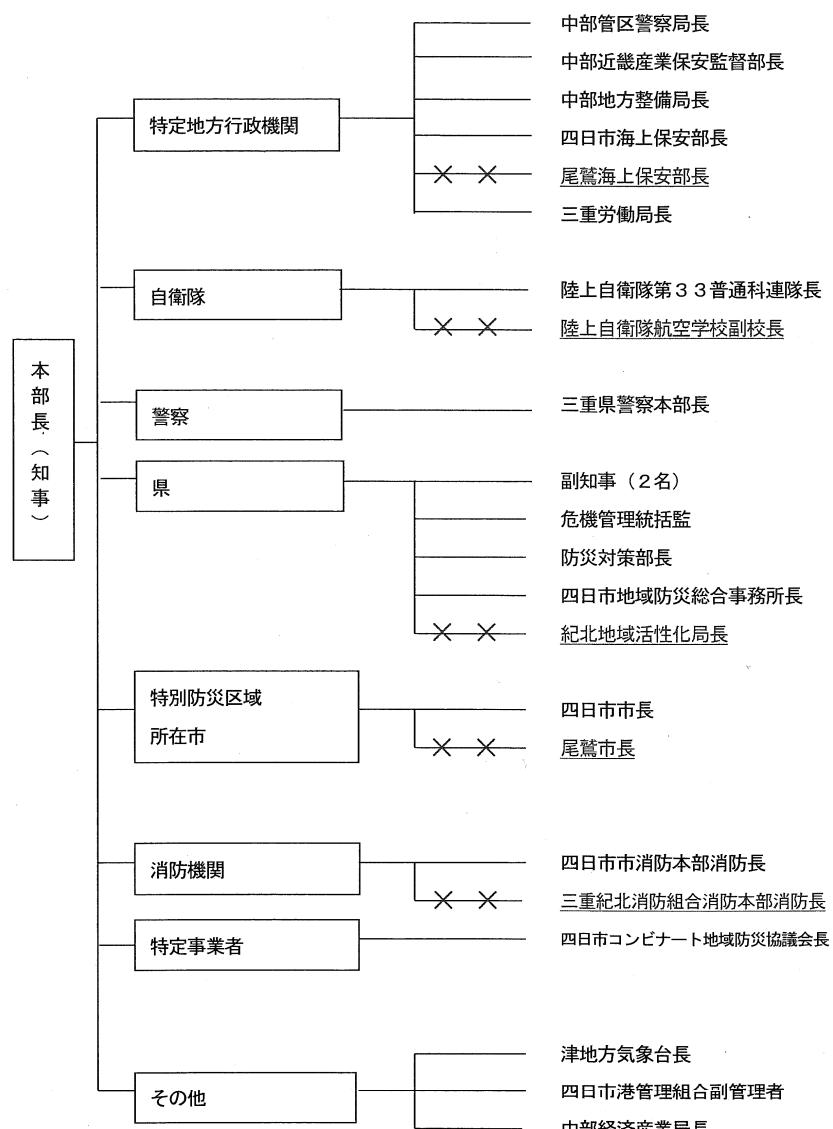
1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

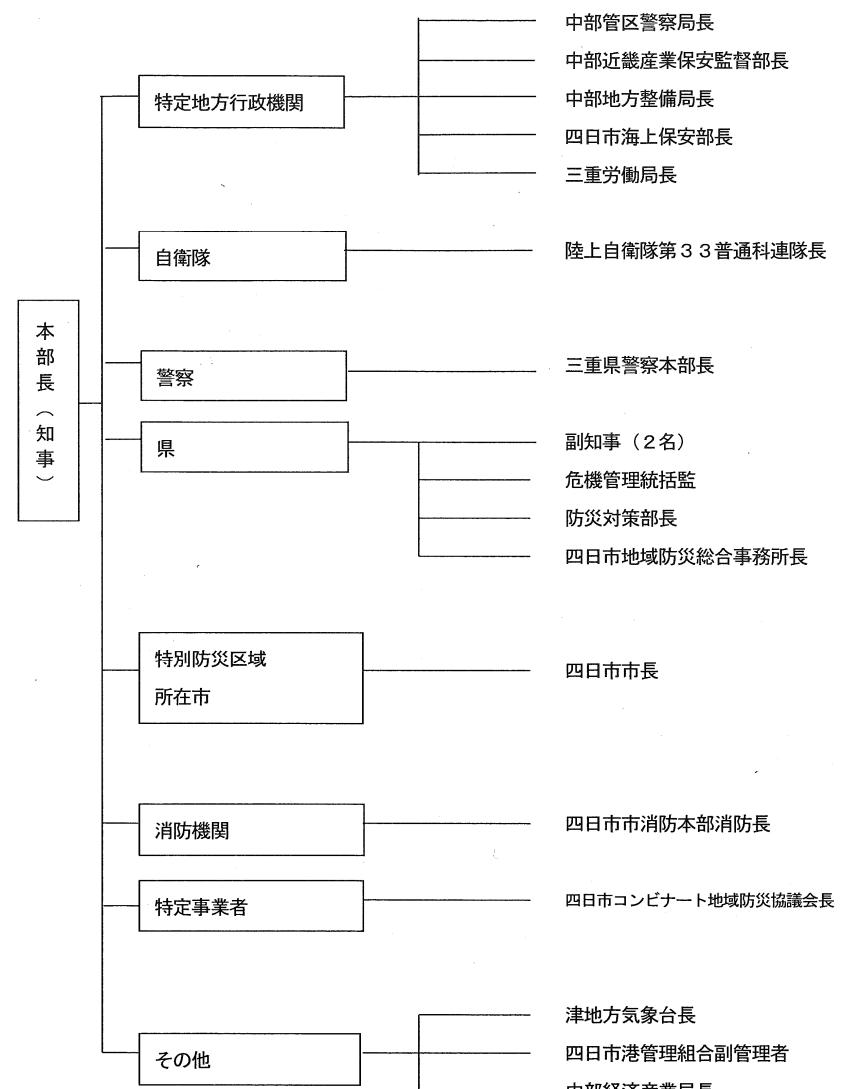
- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織



防災本部員の構成



防災本部員の構成

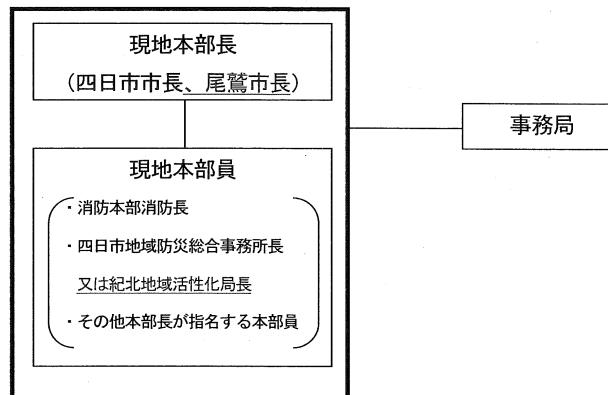
第2節 現地本部

現地本部は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

現地本部長は当該災害発生地の市長とする。現地本部員は、当該災害発生地の消防本部消防長、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。



2 所掌事務

- (1) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関等への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災関係機関等間の相互の連絡調整
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関して必要な事項の実施

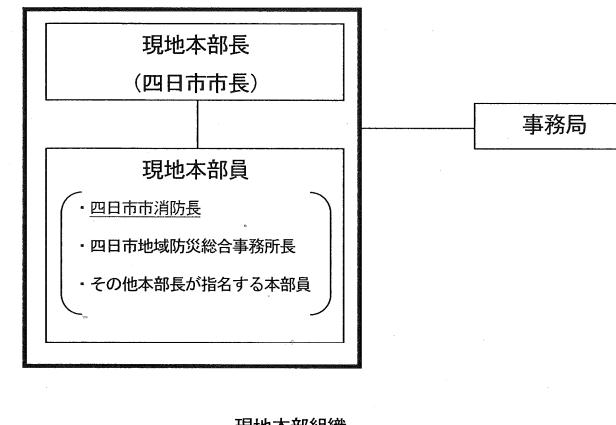
第2節 現地本部

現地本部は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

現地本部長は四日市市長とする。現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。



2 所掌事務

- (1) 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関等への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災関係機関等間の相互の連絡調整
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関して必要な事項の実施

4 特別防災区域協議会等

(1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練の実施、その他防災対策を総合的に推進するため、石災法第22条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災協議会」という。）を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業者との連携強化に寄与するため、協議会等の適切な運営を図るものとする。

(2) 防災に係る協議会等の設置状況

ア 四日市コンビナート地域防災協議会（昭和51年12月15日設立）

四日市コンビナート地域事業所における災害防止と災害防止に関する協議、研究及び災害発生時における防災活動を推進するための組織であり、石災法第22条の規定に基づく特別防災区域協議会の役割を担っている。

イ 四日市港湾灾害対策協議会（昭和43年7月16日設立）

四日市港及びその周辺に大災害が発生した場合の防災活動を推進するための組織である。

ウ 尾鷲市特別災害対策協議会（昭和40年12月10日設立）

尾鷲地域における油火災、タンカー等の災害防止と防災活動を推進するための組織である。

エ 伊勢湾排出油等防除協議会（昭和48年11月15日設立）

伊勢湾及びその周辺海域に災害が発生した場合の防除活動を推進するための組織である。

オ 尾鷲湾排出油等防除協議会（昭和54年1月24日設立）

尾鷲湾及びその周辺海域における大量の油又は有害物質が流出した場合の防除活動を推進するための組織である。

カ 三重県高圧ガス安全協会（昭和46年4月1日設立）

高圧ガスによる災害を未然に防止するため、県内の高圧ガスの製造、販売、消費及び運搬に係る事業者で構成される組織である。

キ 中京地区広域共同防災協議会（平成19年6月19日設立）

愛知県及び三重県内の特定事業者のうち、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成する組織であり、石災法第19条の2の規定に基づく広域共同防災組織の役割を担っている。

5 相互応援体制の確立

(1) 特定事業者は、特定事業所が所在する特別防災区域内の他の特定事業所等で、又は自らの事業所で異常な現象が発生したときに、特定事業所の自衛防災組織を派遣し又は応援を求めるについて、あらかじめ特定事業者間で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

4 特別防災区域協議会等

(1) 特別防災区域協議会

特定事業者は、当該特別防災区域に係る災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成、技術の共同研究、教育の共同実施及び共同防災訓練の実施、その他防災対策を総合的に推進するため、石災法第22条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災協議会」という。）を設けるとともに、防災関係機関と特定事業者及びその他の事業者との連携強化に寄与するため、協議会等の適切な運営を図るものとする。

(2) 防災に係る協議会等の設置状況

ア 四日市コンビナート地域防災協議会（昭和51年12月15日設立）

四日市コンビナート地域事業所における災害防止と災害防止に関する協議、研究及び災害発生時における防災活動を推進するための組織であり、石災法第22条の規定に基づく特別防災区域協議会の役割を担っている。

イ 四日市港湾灾害対策協議会（昭和43年7月16日設立）

四日市港及びその周辺に大災害が発生した場合の防災活動を推進するための組織である。

ウ 伊勢湾排出油等防除協議会（昭和48年11月15日設立）

伊勢湾及びその周辺海域に災害が発生した場合の防除活動を推進するための組織である。

エ 三重県高圧ガス安全協会（昭和46年4月1日設立）

高圧ガスによる災害を未然に防止するため、県内の高圧ガスの製造、販売、消費及び運搬に係る事業者で構成される組織である。

オ 中京地区広域共同防災協議会（平成19年6月19日設立）

愛知県及び三重県内の特定事業者のうち、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成する組織であり、石災法第19条の2の規定に基づく広域共同防災組織の役割を担っている。

5 相互応援体制の確立

(1) 特定事業者は、特定事業所が所在する特別防災区域内の他の特定事業所等で、又は自らの事業所で異常な現象が発生したときに、特定事業所の自衛防災組織を派遣し又は応援を求めるについて、あらかじめ特定事業者間で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(2) 特別防災区域協議会は、近隣の特別防災区域協議会等に、又は自らの特別防災区域において南海トラフ地震等により甚大な災害が発生したときに自衛防災組織等を派遣し、又は応援を求めるについて、あらかじめ特別防災区域協議会間で協議することとする。

とりわけ、環伊勢湾広域応援体制等の相互応援体制を推進するため、関係特別防災区域協議会において防災に係る情報交換会等を開催するなどの対策に努めるものとする。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 石油コンビナートの保安に係る指導
- イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
- ウ 電気工作物の検査及び指導
- エ 特定事業所に対する立入検査
- オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導

(2) 三重労働局

- ア 臨検監督
- イ 設備等の設置又は変更する際の計画届の届行とセーフティーアセスメントの徹底指導
- ウ ボイラー、第一種圧力容器等の検査
- エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
- オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
- カ 安全衛生教育に関する指導、援助
- キ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導

(3) 海上保安部

- ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守について指導監督
- イ 危険物荷役桟橋等に対する関係法令の遵守について指導監督

(4) 県

- ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査
- イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査
- エ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
- オ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- カ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
- キ 消防機関が行う予防查察等についての助言又は指導
- ク 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導

(5) 市等

- ア 特定事業所並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査（四日市市）
- オ 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導
- カ 保安防災教育訓練の指導
- キ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれが所管する法令に基づき、特定事業者に対する指導、監督を行うとともに、合同立入検査を実施する等互いに連携を保ちながら、特定事業者の自主保安対策への取り組み等に対して適切な助言を行い災害予防の徹底を図る。

(1) 中部近畿産業保安監督部

- ア 石油コンビナートの保安に係る指導
- イ 高圧ガスの製造、貯蔵、その他取り扱いに関する指導、保安教育の実施に係る指導
- ウ 電気工作物の検査及び指導
- エ 特定事業所に対する立入検査
- オ 自主基準の作成及び自主検査実施の指導、災害安全運動の実施及び防災思想の普及、その他自主的な防災活動体制の確立に係る指導

(2) 三重労働局

- ア 臨検監督
- イ 化学設備のセーフティーアセスメントの徹底指導
- ウ ボイラー、第一種圧力容器等の届出に基づく検査
- エ 安全衛生に関する管理体制、各種規程等の整備指導
- オ 化学設備等の自主検査と事後措置の適切な実施指導
- カ 安全衛生教育に関する指導、援助
- キ 災害調査の実施及び再発防止対策の確立指導

(3) 海上保安部

- ア 危険物積載船舶等に対する関係法令の遵守について指導監督
- イ 危険物荷役桟橋等に対する関係法令の遵守について指導監督

(4) 県

- ア 高圧ガス施設に対する保安検査及び立入検査
- イ 高圧ガス施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 保安教育の実施及び保安基準の遵守に係る指導
- エ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- オ 自主保安基準、危害予防、防災の各規程類の作成及びその実施の指導
- カ 消防機関が行う予防查察等についての助言又は指導
- キ 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導

(5) 市

- ア 特定事業所並びにこれらの危険物施設に対する立入検査
- イ 特定防災施設並びに危険物施設の新設又は変更に係る完成検査
- ウ 技術基準の遵守及び安全設備の整備強化に係る指導
- エ 毒物及び劇物関係施設に係る指導及び立入検査
- オ 防災施設並びに消防設備及び資機材の整備強化等の指導
- カ 保安防災教育訓練の指導
- キ 予防規程、防災規程その他防災上必要な事項に係る指導

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画

特別防災区域に係る災害が、周辺地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯又は緑地の整備に努めるものとする。

1 緩衝地帯又は緑地の設置の推進

- (1) 市は、緩衝緑地等の設置の推進を図る。
- (2) 特定事業者は、単独又は共同して災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、自ら緩衝地帯の設置を行う。
- (3) 第1種事業者は、緩衝緑地等の設置計画について、市に協力しなければならない。

2 緩衝地帯又は緑地の現状

(1) 四日市臨海地区

No.	場所	面積(m ²)	工期	種別	実施主体
1	四日市市六呂見町J S R(株北側)	5,900	S48年～51年	緩衝地帯	J S R㈱
2	〃 午起三丁目地内	24,000	S48年～50年	緩衝地帯	コスモ石油㈱
3	〃 稲葉町	5,700	S48年～51年	緩衝地帯	コスモ石油㈱
4	〃 大字塩浜	8,900	S41年～52年	緩衝地帯	四日市市 (住宅改造事業)
5	〃 霞ヶ浦	254,000	S45年～47年	緩衝地帯	公害防止事業団
6	〃 霞地区コンビナート西運河	450,000	S49年	運河	船舶荷役施設設置事業
7	〃 日永東一丁目中央緑地	285,000	S43年	緩衝地帯	公害防止事業団
8	〃 尾上町	14,925	S55年～56年	防災緑地	四日市市 (防災緑地整備事業)
9	四日市市楠町北五味塚楠緑地公園	75,500	H2年～7年	緩衝地帯	環境事業団

(2) 尾鷲地区

No.	場所	面積(m ²)	工期	実施主体
1	防災しや断道路(幅員11m) 延長566m		S51年～55年	尾鷲市
2	近隣公園(矢の浜)	6,000	S54年～60年	尾鷲市 (尾鷲市都市計画公園事業)

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画

特別防災区域に係る災害が、周辺地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯又は緑地の整備に努めるものとする。

1 緩衝地帯又は緑地の設置の推進

- (1) 市は、緩衝緑地等の設置の推進を図る。
- (2) 特定事業者は、単独又は共同して災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、自ら緩衝地帯の設置を行う。
- (3) 第1種事業者は、緩衝緑地等の設置計画について、市に協力しなければならない。

2 緩衝地帯又は緑地の現状

No.	場所	面積(m ²)	工期	種別	実施主体
1	四日市市六呂見町J S R(株北側)	5,900	S48年～51年	緩衝地帯	J S R㈱
2	〃 午起三丁目地内	24,000	S48年～50年	緩衝地帯	コスモ石油㈱
3	〃 稲葉町	5,700	S48年～51年	緩衝地帯	コスモ石油㈱
4	〃 大字塩浜	8,900	S41年～52年	緩衝地帯	四日市市 (住宅改造事業)
5	〃 霞ヶ浦	254,000	S45年～47年	緩衝地帯	公害防止事業団
6	〃 霞地区コンビナート西運河	450,000	S49年	運河	船舶荷役施設設置事業
7	〃 日永東一丁目中央緑地	285,000	S43年	緩衝地帯	公害防止事業団
8	〃 尾上町	14,925	S55年～56年	防災緑地	四日市市 (防災緑地整備事業)
9	四日市市楠町北五味塚楠緑地公園	75,500	H2年～7年	緩衝地帯	環境事業団

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

中部空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

(1) 特別防災区域内での離発着の禁止

(2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の禁止

(3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 中部空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、中部空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び中部空港事務所に通報する。

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

中部空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

(1) 特別防災区域内での離発着の禁止

(2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の禁止

(3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わせないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 中部空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、中部空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び中部空港事務所に通報する。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

[自然灾害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地 震	その他の自然災害	
準備体制	1 <u>特別防災区域の存在する市に震度4の地震があったとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 <u>特別防災区域の存在する市に津波注意報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u>		
	4 <u>東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき</u>		
	5 <u>その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき</u>		
警戒体制	1 <u>特別防災区域の存在する市に震度5弱の地震が発生したとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは一定期間注意
	2 <u>特別防災区域の存在する市に津波警報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</u>		
	4 <u>東海地震に関して東海地震注意情報が発表されたとき</u>		
	5 <u>その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</u>		
非常体制	1 <u>特別防災区域の存在する市に震度5強以上の地震が発生したとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意
	2 <u>特別防災区域の存在する市に大津波警報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</u>		
	4 <u>東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき</u>		
	5 <u>その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</u>		

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

[自然灾害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地 震	その他の自然災害	
準備体制	1 <u>四日市市に震度4の地震があったとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 <u>四日市市に津波注意報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき</u>		
	4 <u>その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき</u>		
警戒体制	1 <u>四日市市に震度5弱の地震が発生したとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは一定期間注意
	2 <u>四日市市に津波警報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</u>		
	4 <u>その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</u>		
非常体制	1 <u>四日市市に震度5強以上の地震が発生したとき</u>	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制 ※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは1週間警戒、その後1週間注意
	2 <u>四日市市に大津波警報が発表されたとき</u> (津波予報区「伊勢・三河湾」)		
	3 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</u>		
	4 <u>その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</u>		

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）



防災本部事務局の体制

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

- (1) 事故灾害
 - ア 特別防災区域の存する市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
 - イ その他本部長が必要と認めたとき
- (2) 自然灾害
 - ア 特別防災区域が存在する市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - ウ 東海地震に関して大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、または東海地震注意情報が発表されたとき
 - エ 特別防災区域が存在する市に震度5弱以上の地震があったとき
 - オ その他本部長が必要と認めたとき

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）



防災本部事務局の体制

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

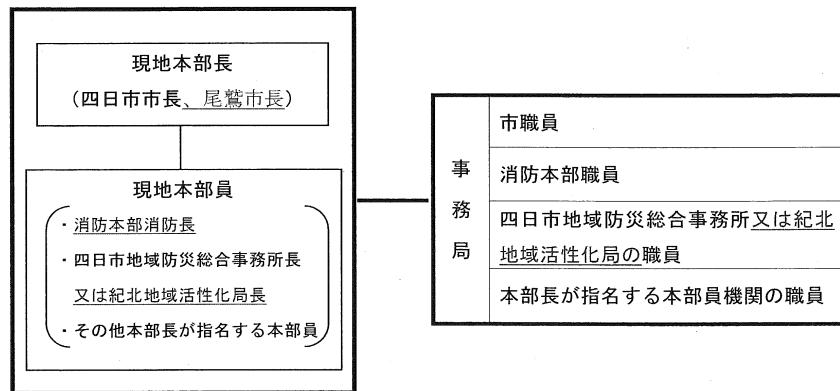
- (1) 事故灾害
 - ア 四日市市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
 - イ その他本部長が必要と認めたとき
- (2) 自然灾害
 - ア 四日市市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - ウ 四日市市に震度5弱以上の地震があったとき
 - エ その他本部長が必要と認めたとき

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、当該災害発生地の消防本部消防長、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように当該災害発生地の市及び消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るために、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

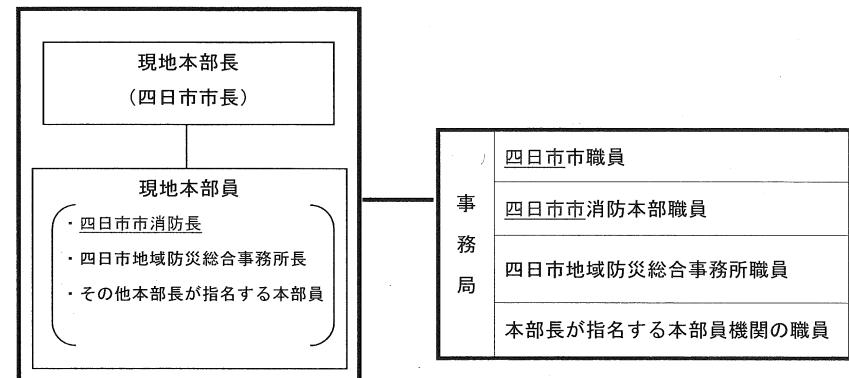
現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- (1) 現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- (2) 現地本部員は、四日市市消防長、四日市地域防災総合事務所長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部事務局は、次の図に示すように四日市市及び四日市市消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。



現地本部組織及び事務局

3 設置場所

現地本部の設置場所は当該災害発生地の市の庁舎、又は消防本部とする。

ただし、災害の規模、態様に応じた防災活動の円滑な実施を図るために、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

4 現地本部の廃止

現地本部長の意見を聞き、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときとする。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第1 通報体制

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度で、特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生した場合、又は地震に起因し特定事業所において施設の運転停止等の措置を講じた場合）には、次により通報を行う。

1 異常現象の範囲

(1) 出火

人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動若しくは操作によるもの

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急装置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれが無くなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における特定事業所からの通報及び防災関係機関が行う情報の収集及び伝達について定めるものとする。

第1 通報体制

特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る異常現象発生時及び地震発生時（気象庁発表震度で、特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生した場合、又は地震に起因し特定事業所において施設の運転停止等の措置を講じた場合）には、次により通報を行う。

1 異常現象の範囲

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

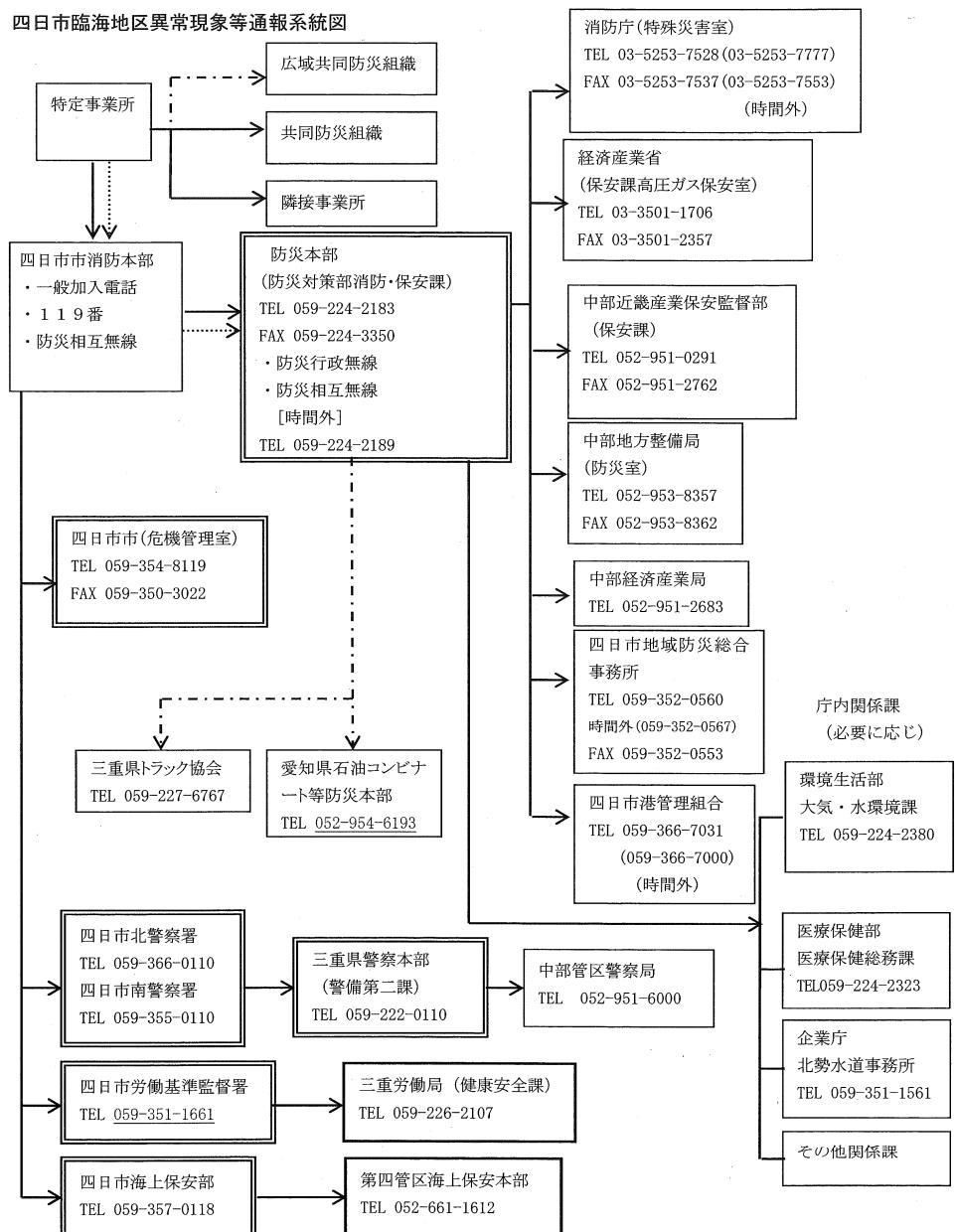
ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急装置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれのなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

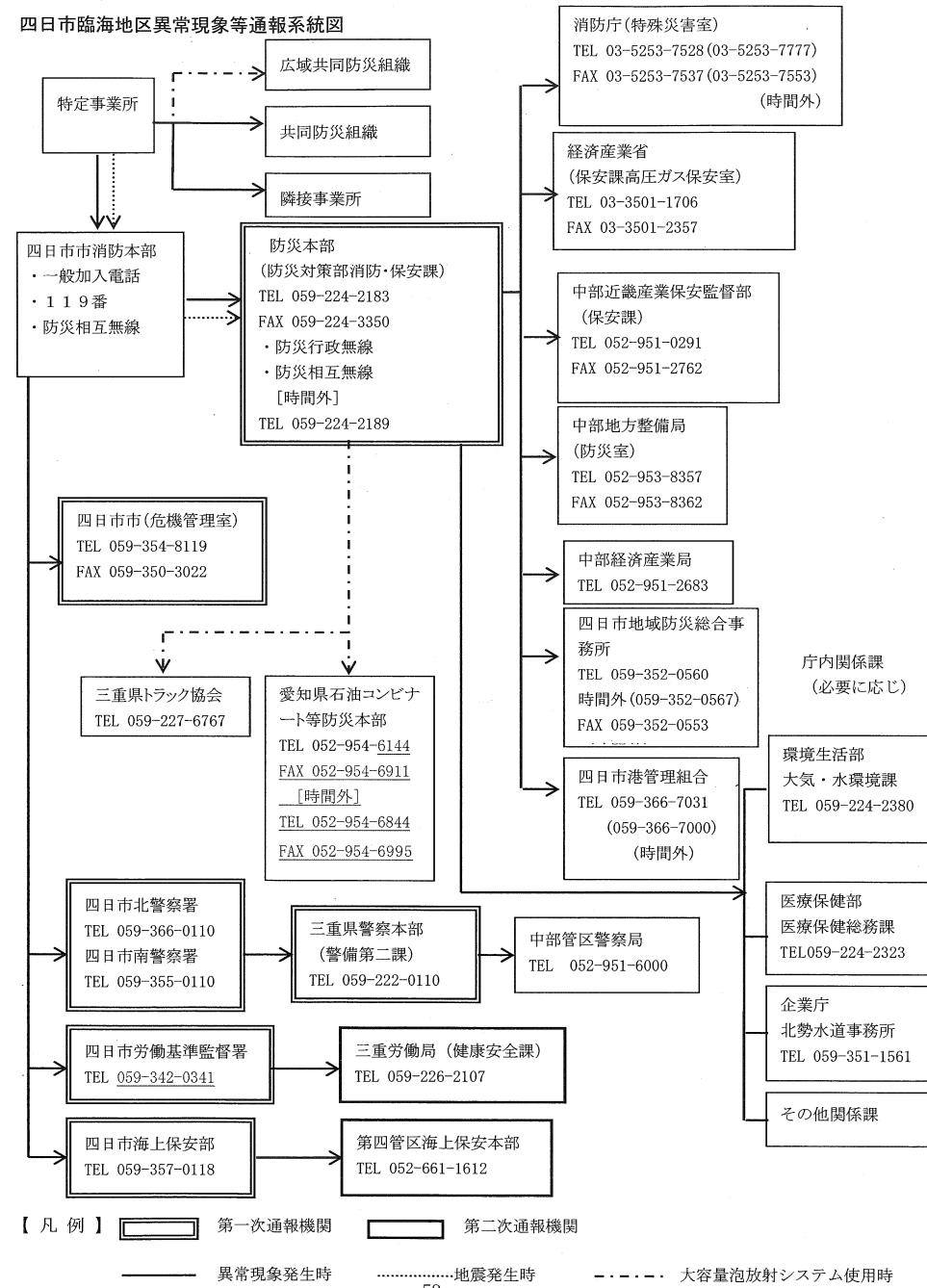
三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

四日市臨海地区異常現象等通報系統図



三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正（案）

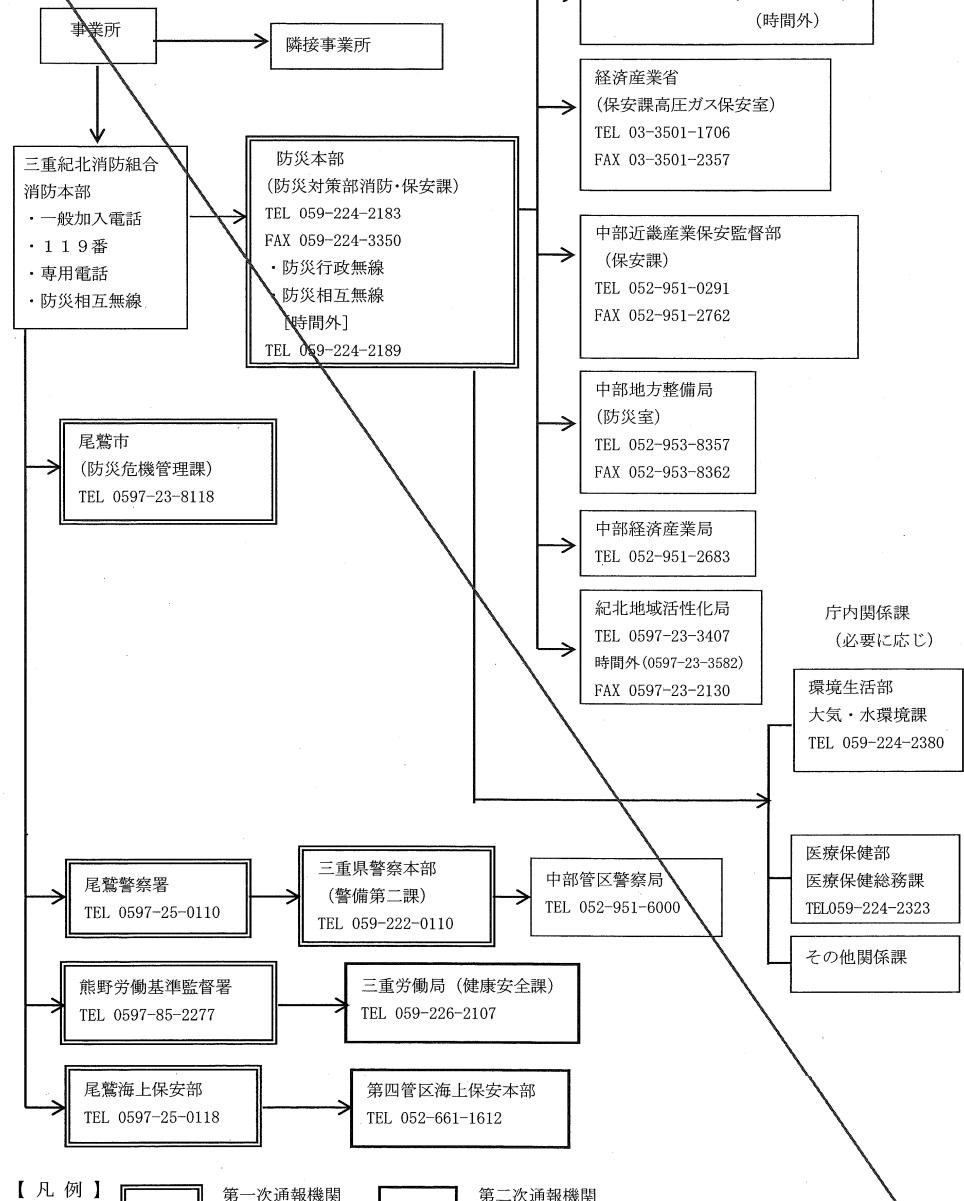
四日市臨海地区異常現象等通報系統図



三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月版（現行）

尾鷲地区異常現象通報系統図

（※必要に応じて当該系統図に準じて通報するものとする）



三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正（案）

※対応するページなし

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報、大震法に基づく警戒宣言、東海地震予知情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

(1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）

(2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報（特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生したとき）

イ 津波情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

エ 南海トラフ地震関連説明情報

(4) 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震予知情報等

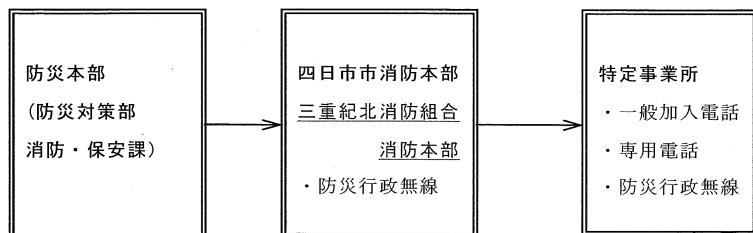
ア 東海地震注意情報

イ 東海地震予知情報

ウ 警戒宣言

2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



南海トラフ地震臨時情報等の情報伝達経路及び方法

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

(1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」）

(2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報（四日市市に震度4以上の地震が発生したとき）

イ 津波情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

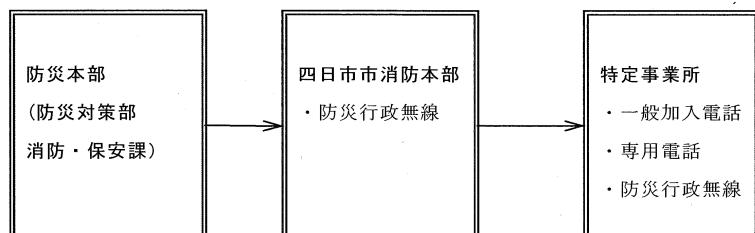
イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

エ 南海トラフ地震関連説明情報

2 連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



連絡を行う情報等の伝達経路及び方法

(3) 県警察

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 海上保安部

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 海上からの放水攪拌等による拡散防止措置及び被災者の救助
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- カ 現場付近海域の船舶の移動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

(3) 県警察

- ア 灾害情報の収集及び伝達
- イ 警戒区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ 緊急通行車両の通行の確保
- カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 海上保安部

- ア 灾害情報の収集及び伝達
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 海上からの放水攪拌等による拡散防止措置及び被災者の救助
- エ 現場付近海域における火気使用禁止措置
- オ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び航行規制の措置
- カ 現場付近海域の船舶の移動
- キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

第3 石油等流出防御応急対策計画

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について以下に定める。

なお、危険物タンク等の陸上施設からの流出油については、防油堤により堤内に留まると予想されるが、堤外へ流出した場合の対策も考慮する。

1 実施機関

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。

なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾灾害対策協議会」及び「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

第3 石油等流出防御応急対策計画

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について以下に定める。

なお、危険物タンク等の陸上施設からの流出油については、防油堤により堤内に留まると予想されるが、堤外へ流出した場合の対策も考慮する。

1 実施機関

陸上施設及び接岸・接標中のタンカー等からの流出油防御等の活動は、自衛防災組織、共同防災組織、海上保安部、港湾管理者、県及び市がそれぞれ協力して行う。

なお、海上流出油に対応するため必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾灾害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

第6節 救急医療対策計画

救急医療の実施については、第5節救出応急対策計画と相まって本節で定めるところにより実施するものとする。

1 実施機関

- (1) 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行う。
- (2) 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、保健所、公立病院、日赤三重県支部及び医師会の協力に基づき行う。
- (3) 救急搬送は、消防本部及び市長の要請により、県、日赤三重県支部及び自衛隊が協力して行う。

2 救急医療活動の分担

- (1) 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、市等及び医療機関並びに特定事業者が相互に協力して行う。
- (2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行う。
- (3) 当該市地域内の医療機関で措置できない負傷者等があり、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター及び救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）により空輸する。

3 発災事業所の措置

- (1) 救急医療活動
- (2) 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
- (3) 医療機関に対する協力

4 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 市所管の医療機関による医療班の編成
 - イ 現地救護所の設置
 - ウ 当該市地域内の医療機関に対する出動要請
 - エ 負傷者等の収容施設の手配
 - オ 日赤三重県支部及び医師会に対する応援要請
 - カ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

第6節 救急医療対策計画

救急医療の実施については、第5節救出応急対策計画と相まって本節で定めるところにより実施するものとする。

1 実施機関

- (1) 特定事業者は、速やかに救急医療搬送活動を行う。
- (2) 災害現場における救急医療活動は、市長の要請により、保健所、公立病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会の協力に基づき行う。
- (3) 救急搬送は、消防本部及び市長の要請により、県、日本赤十字社三重県支部及び自衛隊が協力して行う。

2 救急医療活動の分担

- (1) 負傷者等の応急手当及び救急搬送は、市及び医療機関並びに特定事業者が相互に協力して行う。
- (2) 負傷者等の収容施設の手配準備等については、市において行う。
- (3) 当該市地域内の医療機関で措置できない負傷者等があり、陸上搬送が困難な場合又は速やかに専門医療機関へ搬送する必要がある場合は、県の防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター及び救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）により空輸する。

3 発災事業所の措置

- (1) 救急医療活動
- (2) 救急医療が必要な場合の市長に対する連絡
- (3) 医療機関に対する協力

4 防災関係機関の措置

- (1) 市
 - ア 市所管の医療機関による医療班の編成
 - イ 現地救護所の設置
 - ウ 当該市地域内の医療機関に対する出動要請
 - エ 負傷者等の収容施設の手配
 - オ 日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
 - カ 知事に対する自衛隊の派遣要請の要求
 - キ その他災害の規模に応じた必要な措置

(2) 消防本部

- ア 負傷者の搬送
- イ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 医療機関

- ア 市長の要請に基づく医療班の現地出動
- イ 負傷者の応急手当及び搬送
- ウ 負傷者等の収容施設への受け入れ
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県

- ア DMA T、医療救護班の派遣
- イ 災害拠点病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
- ウ 自衛隊の災害派遣要請
- エ 災害拠点病院等への収容
- オ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

(2) 消防本部

- ア 負傷者の搬送
- イ その他災害の規模に応じた必要な措置

(3) 医療機関

- ア 市長の要請に基づく医療班の現地出動
- イ 負傷者の応急手当及び搬送
- ウ 負傷者等の収容施設への受け入れ
- エ その他災害の規模に応じた必要な措置

(4) 県

- ア DMA T、医療救護班の派遣
- イ 災害拠点病院、日本赤十字社三重県支部及び医師会に対する応援要請
- ウ 自衛隊の災害派遣要請
- エ 災害拠点病院等への収容
- オ その他災害の規模に応じた必要な措置

(5) その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、この計画の定めるところにより、防災本部と連携を密にして応急対策を実施する。

(3) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣要請をうけ、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書（1通）を次の要請先へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

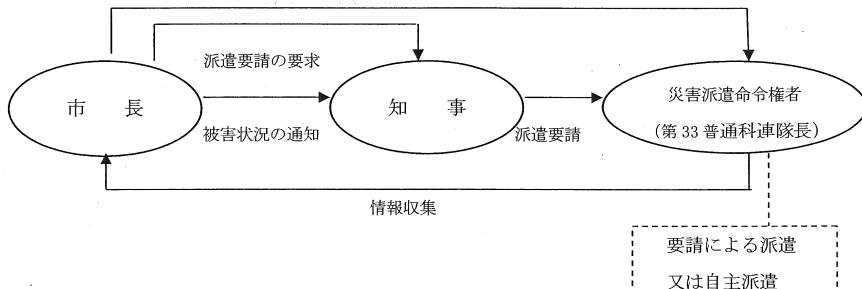
※ 派遣要請先 陸上自衛隊第33普通科連隊長（窓口：第3科長）

電話番号 059-255-3133

防災行政無線 県庁から (8) 20-4010

市から 20-4010

要請ができない旨及び災害の状況を通知



災害派遣要請の手続きフロー

3 災害時の緊急派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長は、第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めら

(3) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣要請をうけ、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書（1通）を次の要請先へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

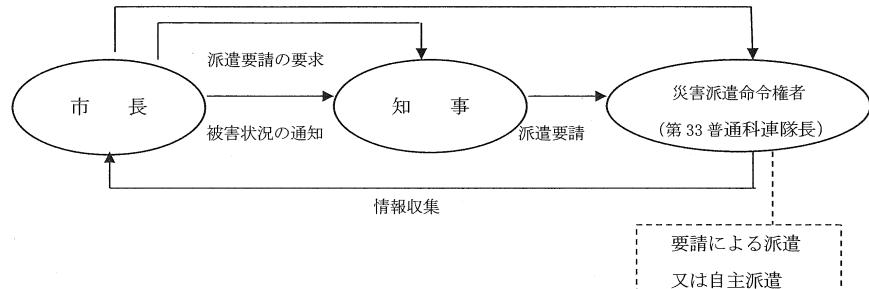
※ 派遣要請先 陸上自衛隊第33普通科連隊長（窓口：第3科長）

電話番号 059-255-3133

防災行政無線 県庁から (8) 20-4010

市から 20-4010

要請ができない旨及び災害の状況を通知



災害派遣要請の手続きフロー

3 災害時の緊急派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長は、第33普通科連隊長に直接災害の状況等を通知することができる。

(2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めら

※対応するページなし

第 7 章 東海地震応急対策

第7章 東海地震応急対策

※対応するページなし

第1節 目的

東海地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るため、大震法の規定に基づき地震災害に関する強化地域に東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合に実施すべき地震防災応急対策について県、尾鷲市（以下この章において「市」という。）及び強化地域内のその他の防災関係機関並びに特定事業者は、この計画に基づいて、それぞれ具体的な事項等を定めるものとする。

なお、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備行動を実施するものとする。

強化地域に含まれない防災関係機関及び特定事業者においても同様の対策を取るように努めるものとする。

第2節 事前の防災対策

強化区域内の防災関係機関及び特定事業者は、東海地震の警戒宣言が発令された場合の混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるため、事前の防災対策を定めるものとする。

第1 動員計画（要員の確保）

警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業者の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し十分な要員を配備する。この際、東海地震注意情報が発表された場合も含めて、電話の利用の制限や公共交通機関の通行制限等が行われることも考えられるので、これらを考慮して参集方法等を定めるものとする。また、警戒宣言が長時間継続することも考えられるので、交代防災要員についても配慮した配備体制を定めるものとする。

第2 活動態勢の整備

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関及び特定事業者は、地震発生時の対応も含め地震防災応急活動が迅速かつ円滑に実施できる活動態勢の確立を図る。

1 県の措置

県は、東海地震注意情報が発表された場合、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢を確立しておく。また警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する三重県地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢とする。

2 市の措置

市は、東海地震注意情報が発表された場合、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢を確立しておく。また警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、大震法第16条の規定に基づき設置する市地震災害警戒本部と連絡を密にして、情報の的確かつ迅速な収集及び伝達を行う態勢とする。

3 消防機関の措置

三重紀北消防組合消防本部（以下この章において「消防本部」という）は、防災本部から東海地震注意情報、及び東海地震予知情報の発表、警戒宣言の発令に関する情報を特定事業所へ速やかに行える態勢を整え、防災資機材の点検及び出動態勢を前もって確立しておく。

※対応するページなし

4 その他の防災関係機関の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合、または警戒宣言が発令された場合は、第2章の規定に基づく体制により、それぞれの防災応急計画等の定めるところによる活動態勢をあらかじめ確立しておく。

5 特定事業者の措置

特定事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、防災規程等に定めるところにより、地震防災応急対策を実施するため自衛防災組織を立ち上げ、必要な防災要員を配備するとともに防災資機材の機動点検、数量確認及び、搬出準備を行う活動態勢を確立しておく。

また、相互応援協定に基づき、自衛防災組織を派遣したまま応援を求める応援体制を立ち上げ、地震等の広域災害に対応する態勢を確立しておく。

6 防災訓練の実施

防災関係機関及び特定事業者は、大規模な地震を想定し、東海地震注意情報の発表から警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策及び地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施する。

7 地震防災教育の実施

防災関係機関及び特定事業者は、地震防災応急対策の実施を図るため、必要な防災教育を行ふものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震予知情報が発表された場合及び、地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

8 地震防災の広報

市は、東海地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減を図るための広報活動を実施する。広報の内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 東海地震予知情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における津波危険予想地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

※対応するページなし

第3節 各機関の実施すべき地震防災応急対策

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関、特定事業者等は、あらかじめ定められた地震防災強化計画または地震防災応急計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら、地震防災応急対策を迅速かつ的確に行う。

※対応するページなし

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 東海地震注意情報の発表または、警戒宣言等その他情報の収集及び伝達
- (3) 緊急輸送の実施または調整
- (4) 市及びその他防災関係機関の防災事務または業務に係る調整
- (5) その他地震防災上の措置

2 県警察

- (1) 避難の指示及び誘導
- (2) 警戒区域の設定及び警戒警備
- (3) 避難路及び緊急輸送路の確保並びに警戒区域への立入制限のため交通規制の実施
- (4) 情報の収集及び伝達
- (5) 社会秩序の維持

3 市及び消防本部

- (1) 現地本部の設置に必要な措置
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言等の特定事業所、住民等への伝達
- (3) 庁内防災組織の設置
- (4) 地震防災上必要な情報の収集、伝達
- (5) 避難の勧告、指示及び誘導、避難者の救護並びに救援物資の供給
- (6) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携の確立
- (7) その他地震防災上の措置

4 国の防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - 高压ガス、火薬類等の保安確保の指導
- (2) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達及び周知
 - イ 海上における船舶交通の安全確保のため、航行警報、水路通報等の通報
 - ウ 海上の安全確保を図るため、船舶に対し勧告及び命令
 - エ 海上における治安の維持
- (3) 三重労働局
 - 労働災害防止に関する指導・監督
- (4) 中部地方整備局
 - 直轄国道の緊急輸送路の確保

(5) 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること
- イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
- オ 情報の収集及び連絡に関すること
- カ 津波警報等の伝達に関すること

(6) 津地方気象台

- ア 東海地震に関する情報の伝達
- イ 予報及び注意報・警報の発表

(7) 中部経済産業局

- 緊急物資の供給、確保の準備

5 特定事業者

(1) 特定防災施設等の管理強化及び防災組織の設置

- (2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備
- (3) 製造設備、貯蔵設備、用役設備等の点検、維持管理の徹底
- (4) 防災設備の点検
- (5) 緊急時の応急措置の徹底
- (6) 通報連絡体制の確立
- (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出
- (8) その他地震防災上必要な措置

6 防災本部

防災本部は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合、災害時対応に準じた活動態勢とする。さらに、必要に応じ現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施する体制を整える。

防災本部会議を開催する場合は、県地震灾害警戒本部と合同で会議を開催し、一体となって地震防災応急対策を実施するものとする。

7 現地本部

(1) 組織

- ア 現地本部は現地本部長及び現地本部員をもって組織し、現地本部長は特別防災区域に存する市の市長とする。
- イ 現地本部員は、災害規模、態様に応じて本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ウ 現地本部事務局は、基本的には第2章に示すように特別防災区域に存する市及び消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員で構成する。

(2) 事務

- ア 情報の収集及び防災本部への報告並びに防災関係機関への伝達
- イ 防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に係る連絡調整
- ウ 防災関係機関等間の相互の連絡調整
- エ 地震防災応急対策に必要な事項の実施

※対応するページなし

(3) 設置場所

現地本部の設置場所は市の庁舎、または消防本部とする。ただし、地震防災応急対策活動の円滑な実施を図るため、現地本部長の判断により適當と認める場所に現地本部を設置することができる。

※対応するページなし

(4) 現地本部の廃止

警戒解除宣言があった場合、または災害発生後において、現地本部長の意見を聞き、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めた時は現地本部を廃止する。

第4節 警戒宣言等の情報伝達

防災本部は、特別防災区域に東海地震注意情報の発表または、警戒宣言が発令された場合、
特定事業所への通報及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡する態勢を整備し、防災応急対策
の適切な実施を図るものとする。

※対応するページなし

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

大震法に基づく東海地震予知情報等

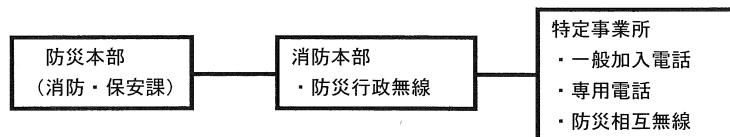
(1) 東海地震注意情報

(2) 東海地震予知情報

(3) 警戒宣言

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

(1) 防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



警戒宣言等の伝達経路及び方法

(2) 住民等に対する警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達

特別防災区域内の住民に対する情報の伝達は、県、市及びその他の防災関係機関が行う。

3 応急対策の実施状況の報告

特定事業者は警戒宣言が発令されたときは地震防災応急対策の実施状況を別記様式5により現地本部長を経由して防災本部長に報告するものとする。

第5節 保安対策

特定事業者は、東海地震注意情報の発表または、警戒宣言が発令された場合、地震災害の未然防止及び、保安確保に万全を期するため、防災応急計画に基づき、保安対策を実施する。

※対応するページなし

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報内容を事業所内の全ての従業員、外来者への周知徹底を行う。
- (2) 従業員の非常招集を迅速確実に行い、自主防災組織を編成し万全な防災態勢に入る。
- (3) 非常食料・飲料水・救急医療品の確認を行う。
- (4) 防災資機材等の確認（消防車等の起動点検、待機、作業車両の確保等）を行う。
- (5) 非常用無線の点検・配備、非常用電源の点検を行う。
- (6) 工事現場においては工事を中断し、工事現場から作業員を退去させる。
- (7) 製造プラント、用役プラントは、運転状況の確認、安全点検を実施し、運転停止を含む対応を行う。
- (8) 着棧前の船舶は全て着棧を中止し、荷役中の全ての船舶は荷役を中止し離棧する。
- (9) 屋外タンクの油量の平均化の対応を行う。
- (10) その他災害応急計画に関する措置

第6節 消防対策

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、火災、油の流出等の二次災害の発生を未然に防止し、また、その被害を低減するため、次にあげるところにより消防対策を実施するものとする。

※対応するページなし

1 特定事業者

特定事業者は、当該特定事業所等で定める応急計画等に基づき、迅速かつ的確に出火防止対策、防災資機材の点検等、地震防災応急対策を実施するものとする。

2 消防機関における措置

消防機関は出火防止のための広報、防災資機材の点検にあたるとともに、特定事業者が実施する地震防災応急対策の指導を行うものとする。

3 海上保安部における措置

海上保安部は、火災、油の流出の警戒にあたる準備を行うとともに、特定事業者が実施する海上災害に係る地震防災応急対策の指導を行うものとする。

第7節 医療対策

東海地震注意情報が発表されたときは、速やかに、救急資機材、医療品等を点検するとともに、出動に備えるものとする。（救急用資機材、医療品等は最大限の災害を想定して十分に用意し、かつ常に点検補充しておくものとする。）

※対応するページなし

1 特定事業者の措置

特定事業者は、事業所内の災害発生直後の人の命救出活動を的確に行うため消防本部、県警察及び医療機関等との連絡が行える態勢を整える。

2 消防本部、県警察及び海上保安部の措置

救出活動及び負傷者の搬送、医療機関との連絡調整を行い速やかに行動に移れる態勢を整える。

3 防災関係機関の措置

市は救出活動態勢を整えるとともに、市の救助力のみでは救出活動に支障が生じると判断される状況が想定される場合、県に対し隣接市町、自衛隊等の応援を求める。

第8節 避難対策

警戒宣言が発令された場合は、第5章に定める避難誘導計画に基づき、地域住民等の生命及び身体を保護するため必要な避難誘導措置を的確かつ円滑に遂行する。

※対応するページなし

1 市長

警戒宣言が発令された場合、市長は速やかに住民等に対し、避難の勧告又は指示を行う。
また、警察官及び海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

2 特定事業者

警戒宣言が発令された場合、あらかじめ定めた計画により避難を実施する。

第9節 交通対策

警戒宣言が発令された場合、県警察は災害時に必要な物資及び防災資機材等の緊急輸送路並びに避難路の確保を行うため、特別防災区域内への緊急車両以外の車両等の立ち入りを禁止し、安全かつ迅速に運行出来る交通規制を的確に行う。

また、災害応急対策に従事する者以外の者に対する立ち入りの制限、若しくは禁止の措置を行う。

海上保安部は、特別防災区域に接岸中の避難対象船舶に対し、港外への避難勧告を出すとともに、前記区域への対象船舶入港制限の措置をとる。

※対応するページなし

第10節 緊急輸送計画

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送は、地震防災応急対策を実施するための要員、食料、医療品、防災資機材等について実施するものとし、実施にあたっては、現地本部長が輸送の量、経路等について、関係機関と十分調整し必要最小限の範囲で実施するものとする。

※対応するページなし

1 緊急輸送車両の確保

県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用の車両等の確保を図るものとする。

2 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両は、大震法施行令第12条に規定されている緊急通行車両確認証明書及び標章の交付された車両とする。

緊急輸送車両の確認手続きの詳細は県地域防災計画を準用する。

別記様式5

特定事業所地震防災応急対策実施状況報告

※対応するページなし

年　月　日

三重県石油コンビナート等防災本部

本部長 三 重 県 知 事 様

報告者 事業所名

事業所所在地

代表者名

調査日時 年 月 日 午前・午後 時 分

報告担当者

事業所が行った処置事項	対応状況
従業員、外來者、周辺住民等への周知徹底	1、完了 2、実施中
従業員の非常参集の状況	1、完了 2、参集中（ %） 3、未実施
自主防災組織の設置状況	1、設置 2、準備中 3、未設置
非常食料・飲料水・救急医療品の確認状況	1、完了 2、確認中 3、未確認
防災資機材等の確認状況	1、完了 2、確認中 3、未確認
非常用無線の点検・配備・非常用電源の点検状況	1、完了 2、点検中
工事現場からの作業員の退去状況	1、完了 2、退去中 3、未実施
製造プラントの運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
用役プラントの運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
着棧前及び荷役中の船舶の状況	1、離棧 2、準備中 3、継続
コンビナート間の原材料及び製品の供給・受入状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
危険物施設の操業状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
高圧ガス製造施設の運転状況	1、停止 2、一部停止 3、点検中 4、継続
屋外タンクの油量の平均化作業状況	1、完了 2、実施中 3、未実施

その他灾害応急計画に関する措置

12345678